

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年4月16日開催 主要行等]

1. 特殊詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について

- 2023年中の特殊詐欺被害全体の認知件数は19,033件(前年比+1,463件)、被害額は441.2億円(同+70.4億円)となっており、還付金詐欺を含めた振込型特殊詐欺※においても認知件数、被害額ともに前年に比べ増加している。

※ 振込型特殊詐欺は、「還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺」が大半を占める。

- 警察庁や各都道府県警から協力体制の構築について相談があった場合には、積極的に協力いただくようお願いしたい。

2. 保護観察対象者等の口座開設支援について

- 2023年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画を踏まえ、暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、法務省及び警察庁等と連携して預貯金口座の開設支援策の検討を行ってきた。
- 今般、法務省に登録されている協力雇用主の下で就労し、責任ある社会の一員として社会復帰を目指す保護観察対象者等が、就労先から給与を受け取るための預貯金口座開設を申し込んだ場合において、過去に犯罪をしたことや非行のあったことのみを理由として排除されることがないように、保護観察対象者等の預貯金口座の開設に向けた支援を行うよう、金融庁からも、2024年3月26日、各業界団体に対し「保護観察対象者等の口座開設支援について」について周知依頼した。
- 各金融機関においては、法務省が行う本支援の内容を周知していただくとともに、保護観察対象者等の預貯金口座の開設につき、本支援の趣旨を踏まえた判断がなされるようよろしくお願いしたい。なお、暴力団離脱者等の社

会への復帰・定着を促進させるため、2022年2月に「暴力団離脱者の口座開設支援について」を要請しているところ、各金融機関においては、改めて同支援の内容も周知・徹底していただくようよろしくお願いいたします。

(参考) 第二次再犯防止推進計画(抄)(2023年3月17日閣議決定)

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

iii 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号55】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センター等と矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団員に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。

また、警察庁、法務省等の関係省庁は連携の上、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や預貯金口座の開設支援などの社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図る。【警察庁、金融庁、法務省】

3. 国連安保理決議の着実な履行について(北朝鮮関連)

○ 3月20日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2023年7月から2024年1月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表した。

○ 同報告書では、

- ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業等へのサイバー攻撃を継続し、外貨の獲得源としていること
- ・ IT分野をはじめとして、在外北朝鮮労働者が北朝鮮による資金獲得に貢献していること
- ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与してい

る疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

○ 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

4. 持続的な賃上げを実現するための「パートナーシップ構築宣言」に係る周知について

○ サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、発注者が下請け企業との共存共栄を宣言するいわゆる「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を政府全体で推進してきたところ。

○ 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定や下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を受けて、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が改正されたことを踏まえ、4月15日付で、各業界団体を通して、本宣言の周知等を行った。

○ 既に宣言していただいている金融機関においては、「パートナーシップ構築宣言」の更新及び実行を、まだ宣言されていない金融機関においては、新しいひな形での宣言の検討をお願いしたい。

○ なお、サプライチェーン全体で見れば、金融機関の顧客である各事業者においては、その取引先から労務費等が転嫁されること等に対応するための資金需要が高まることも考えられるところ。

○ こうした状況もふまえ、各金融機関においては、事業者にも最大限寄り添ったきめ細やかな支援を引き続き徹底いただくようお願いしたい。

5. 経営者保証改革プログラムの進捗状況について

- 2023年4月の意見交換会において、2023年3月以前に締結した根保証契約については、保証人に対し、改正した監督指針に基づき、保証契約の必要性等の説明を早期に行っていただくよう、お願いした。しかしながら、一部の金融機関にヒアリングしたところ、途中経過ではあるものの、対応が未了、もしくは対応していないと回答した金融機関が一定数見受けられた。
- 現時点において対応が完了していない金融機関においては、早急に対応していただきたい。また、「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の策定・公表を行っていない金融機関においても、早期に経営陣を交え議論を行っていただき、公表をお願いしたい。
- 金融庁としても、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組を促す観点から、こうした取組の進捗状況については、引き続き、フォローアップする。

6. 金融庁業務支援統合システムの利用継続について

- 金融庁業務支援統合システムについては、現在、後継となる金融モニタリングシステム「FIMOS」(Financial Monitoring System)の開発を進めており、2024年5月7日からの稼働を予定しているとお伝えしていたところ。
- 足もとで、システムの修正作業に時間を要している中、決算期における金融機関等の利用環境に万全を期す観点から、当面現行システムの利用を継続し、計表提出等については現行の金融庁業務支援統合システムで受け付けることとしたい。
- FIMOSへの切り替え時期については6月以降を予定しており、FIMOS利用開始1か月程度前を目途に改めて連絡する。

7. 顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（中間報告）

- 4月3日に、「顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（中間報告）」

を公表した。

- 2023 事務年度は、外貨建一時払保険、仕組預金、仕組債、外貨建債券といった幅広いリスク性金融商品の販売状況を着眼点として、検証・対話を実施しているが、この中間報告では、外貨建一時払保険と仕組預金の検証結果を取り上げている。
- 外貨建一時払保険における態勢面の課題については、2月の意見交換会でも申し上げたため、詳細は省略するが、同保険は長期運用前提で組成されているにもかかわらず、4年間で6割の解約等が発生している他、解約等に伴い発生する費用が利幅を低下させている状況が窺える。
- 特に、ターゲット型保険のほとんどが、目標値に到達すると解約され、同時に同一商品を同一顧客に販売する乗換販売（顧客にとっては、販売手数料等の二重支払い）が多数発生している。販売会社（銀行等）と組成会社（保険会社）との間で連携を強化し、目標値到達前に目標値の変更（引き上げ）も含めて顧客意向を確認するなど、商品販売後も丁寧にフォローアップしていただきたい。
- また、仕組預金（外貨償還特約付預金）については、検証を行った商品の多くでトータルリターンがマイナスとなっているものの、実質的な議論なく導入が判断されているほか、リスク特性を理解していない懸念がある知識・投資経験が乏しい顧客にも販売されている状況にある。
- 経営陣においては、中間報告を確認いただき、リーダーシップを発揮して、顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みについて改善を進めていただきたい。

（注） 最終報告は、6月末目途に公表予定。

8. 基幹インフラ制度の運用開始

- 5月17日、経済安全保障推進法における「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）」の運用開始を予定しており、

それに向けて、3月15日、金融分野におけるQ&A※の更新版を公表した。

※ 正式名称は「金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」。2023年11月に第1弾を公表。

※ 内閣府から作成を求められた質問のほか、事前相談において、対象金融機関から多く寄せられた質問に対する考え方を示したものであり、例えば、届出対象となる特定重要設備の導入に該当する事例（システム統合やプログラムの言語変更等）や、重要維持管理等の委託において届出不要となる事例（本番環境へのアクセス権限なし）を掲載。

- 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置し、事前相談を受け付けている。届出対象となる「特定重要設備の導入」や「重要維持管理等の委託」に該当するかどうかの判断に迷われる場合等、制度の解釈や運用に疑問が生じた場合は、前広に相談いただくようお願いしたい。
- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

9. マネロン等対策に係る態勢整備結果の報告及び実態調査

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2021年4月の要請から3年が経過し、3月末に対応期限を迎えたところ。
- こうした3年間の態勢整備状況については、「対応結果の報告」として、今月末を期限に報告を求めているところであり、マネロンガイドライン、同FAQ等に基づき、経営陣のリーダーシップの下でしっかりと自己点検を行った上で、忠実かつ詳細に報告いただきたい。
- また、本報告とは別に、マネロン等リスクの把握のため、各金融機関の取引データ等の報告を業法に基づき、年次でお願いしているところであり、2024年も、3月28日付で報告様式を送付したので、5月末までの提出をお願いしたい。金融庁としては、報告されたデータ等を集計・分析し、各金融機関等のマネロン等リスクに応じた検査・モニタリングを実施していきたい。

10. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育の充実について、国全体として、中立的な立場から、金融経済教育を受ける機会を国民に広く提供するという目的の下、金融経済教育推進機構が、4月5日に設立された。ここに至るまで、貴協会におかれては、大変なご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。
- 金融庁及び機構においては、現在、8月の本格稼働を目指し、認知度向上に向けた周知広報、講師派遣の受付開始準備、認定アドバイザーに関する申請の受付開始準備などを進めている。また、今後の業務運営方針等については、4月25日の第1回運営委員会後に、機構より発表されると承知している。
- 同機構を中心に、地域間格差を生まないよう国全体に広く金融経済教育を抜本的に拡充させるとともに、金融トラブルの未然防止及び対応策等も含めた幅広い分野の教育を提供し、国民の金融リテラシー向上に取り組んでいく。とりわけ職域教育の充実を図るためには、会員各行から取引先企業に機構の活動を周知し、繋いでいただくなどの連携・協力をお願いしたいと考えている。従業員向けの金融経済教育の提供は、取引先企業の企業価値向上にも資する取組であると考えているため、ぜひよろしくお願いしたい。

11. 「NGFS シナリオの活用方法に関する調査」の公表について

- NGFS (Network for Greening the Financial System) シナリオは、国内外で実施されている多くの気候シナリオ分析に、直接採用あるいは参照されており、気候リスク分析において重要な役割を果たしている。
- NGFS では、2020年6月に初めて気候シナリオを公表して以来、中長期的なものを含む炭素価格やエネルギー消費量といったデータをシナリオ毎に提供し、シナリオの更新や加除を行ってきた。2023年11月には、第四版として、世界全体で2050年にGHG排出量を正味ゼロに抑えるシナリオ (Net Zero 2050) を含む7つのシナリオを公表している。
- 金融庁では、2021年度より、気候変動関連リスクに係るNGFSシナリオに

関する調査を行い、シナリオの代表的な更新点の解説を行っている。

- 2023 年度の調査では、NGFS シナリオ第四版における重要な変数に係る更新点の解説を行った。具体的には、ポストコロナの経済回復などの要因による足元の排出量の増加と、将来の炭素除去技術の導入量が保守的に見直され、「Net Zero 2050 シナリオ」において、炭素価格（シャドウプライス）の上昇等の移行リスクの高まりが見られた。また、物理的リスクについては、シナリオの不確実性が高く、継続的な更新の余地があるが、干ばつ、熱波、洪水、熱帯低気圧が GDP に与える影響の確率論的な推計値が国別に提供されるようになった。
- 本調査では、さらに、委託事業者が、定量的なリスク分析に留まらない金融機関のシナリオ分析の活用事例を調査し、NGFS シナリオの活用方法を検討している。
- 本調査が広く金融機関の経営層やリスク管理担当者に周知され、金融機関のリスク分析の高度化が進むことを期待する。

(以 上)